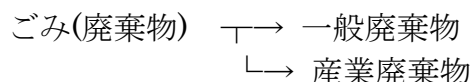


1) 一般廃棄物と産業廃棄物

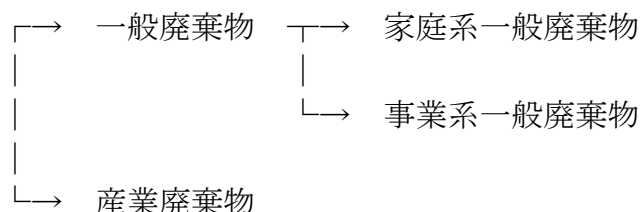
一般的にいわれているごみ(廃棄物)は廃棄物の処理及び清掃に関する法律上(以下「廃棄物処理法」と記述。)では、次のような種類に大別されています。

(図1)



ここで、一般廃棄物と産業廃棄物は、どのような廃棄物が該当するかと言いますと、産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、廃棄物処理法で定めたものを言います。一般廃棄物は産業廃棄物以外のすべての廃棄物のことを言います。したがって、全く同じ廃棄物であっても排出源が異なると一般廃棄物の取り扱いとなったり、産業廃棄物の取り扱いとなる場合があります。

(図2)



- ・家庭系一般廃棄物とは、主に一般家庭から排出されたごみ
- ・事業系一般廃棄物とは、産業廃棄物に区分されていない事業活動から排出されるごみ
- ・産業廃棄物とは、廃棄物処理法で定められた事業活動に伴って排出されるごみ

(2) 種類別廃棄物の例

ここでは、図2の廃棄物の分類に従って、分類別の廃棄物の例を記載しています。記載されているのはごく一部でありますので詳細は個別にお問い合わせください。カッコ書きは、おおよその分類の目安であり、例外もありますので留意願います。

[1] 家庭系一般廃棄物

(市町村が曜日を指定して回収している家庭系のごみや粗大ごみ)

- ・一般家庭から出る紙ごみ
- ・一般家庭から出るペットボトル
- ・自宅の庭をその住人が剪定したことにより出た一般家庭の木屑
- ・自宅の壁紙をその住人が貼った時にでた壁紙くず
- ・事業に使用していない自家用車両の廃棄タイヤ

[2]事業系一般廃棄物

(排出した事業者が市町村の指示に従って廃棄しているごみ)

- ・ 事務所から出る紙ごみ
- ・ 事務所から出る紙ごみを焼却した焼却灰
- ・ 海岸への漂着ごみ(排出者が不明の場合)
- ・ 庭師が庭を剪定したことにより出た一般家庭の木屑
- ・ 個人商店から出る商売上の包装紙くず

[3]産業廃棄物

(排出した事業者処理責任があるごみ)

- ・ 解体業者が解体した家屋の解体材
- ・ 製材業者から排出される樹皮等
- ・ 産業廃棄物を焼却した焼却灰
- ・ 建築業者が家屋の新築時に排出した壁紙くず、包装材、縄
- ・ 食料品製造業から生じる動植物性の残渣
- ・ 営業用車両からの廃棄タイヤ

【下記のものが産業廃棄物として定義されている】

燃え殻

活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす

汚泥

廃水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物

廃油

グリス（潤滑油）大豆油など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油

廃酸

廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、全ての酸性廃液

廃アルカリ

廃写真現像液、廃金属石鹼液など、有機性無機性を問わず、全てのアルカリ性廃

液

廃プラスチック類

発砲スチロールくず、合成繊維くずなど、固形液状を問わず、全ての合成高分子系化合物

ゴムくず

天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラ）

金属くず

鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属、金属の研磨くず、掘削くずなど
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず

鉱さい

鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど

がれき類

建物の新築、改築、解体等工作物の除去によって生じたコンクリートの破片、レンガの破片など

ばいじん

大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集塵施設によってあ集められたばいじん

紙くず

以下の業種からの紙くずに限る

建設業、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

※これ以外の業種から発生する、不要な書類やコピー用紙などは事業系一般廃棄物

木くず

以下の業種からの木くず、おがくず、バーク類などに限る建設業、木材または木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業

※これ以外の業種から発生するパレットや梱包材などは事業系一般廃棄物

繊維くず

以下の業種からの天然繊維くずに限る

建設業、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業

これ以外の業種から発生する不要な衣類やウエスなどは、事業系一般廃棄物

動物系固形不要物

と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物

動植物性残渣

食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業からの魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど

動物の糞尿

畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、鶏などの糞尿

動物の死体

畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、鶏などの死体

汚泥のコンクリート固形物など上記の産業廃棄物を処分する為に処理した物で上記に該当しないもの